

## 狭山市インターンシップに関する覚書

狭山市（以下「市」という。）と〇〇大学（以下「大学」という。）は、インターンシップの取扱いについて、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この実習は、学生の就業意識の向上を図るとともに、市政に対する理解の醸成を目的として、インターンシップの受け入れを決定した学生を実習生として受け入れるものとする。

（実習生の身分）

第2条 実習生は、学生としての身分を有し、市職員としての身分を有しない。

（実習の期間及び時間）

第3条 実習期間は、市の指定する期間とする。実習時間は原則として市の勤務時間内で、市と大学の双方が合意した時間とする。また、サービスについては、市の定める規程を準用する。

なお、実習に必要な場合は、実習期間以外に打ち合わせなどを行うことがある。

（実習に専念する義務）

第4条 実習生は、市職員の指揮・監督に従い、実習に専念しなくてはならない。

（信用失墜行為の禁止）

第5条 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密保持の義務）

第6条 実習を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

（実習の経費）

第7条 実習に係る経費（交通費、食費、宿泊費等）は、全て大学又は実習生の負担とする。また、市は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及びその他一切の金品を支給しない。

（実習中における事故責任等）

第8条 大学及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 実習中における事故に関しては、大学及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

(実習の中止)

第9条 実習生が市の指示に従わない場合、実習生が疾病等のため実習の継続が困難であると市が判断した場合及び特別の事情により市又は大学から実習中止の要請があった場合は、市は実習生の実習を中止することができる。

2 市は、前項の措置を講じたときは、速やかに、大学に通知するものとする。

(誓約)

第10条 実習生は市が定める誓約書を、市に提出しなければならない。また、大学は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 実習期間は令和4年 月 日から令和4年 月 日までとし、本覚書は、締結の日から実習が終了するまでの間、効力をもつものとする。

(その他)

第12条 本覚書の規定の解釈に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項で必要なものについては、協議の上定める。

この覚書は2通作成し、市と大学の双方が記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市

狭山市長 小谷野 剛

# 誓約書

令和 年 月 日

(宛先)

狭山市長 小谷野 剛

大学名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、貴団体においてインターンシップの実習を受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

## 記

- 1 実習に従事する際は、狭山市職員の服務に関する規定を遵守するとともに職員への指揮・監督に従い、実習に専念します。
- 2 狭山市の信用を傷つける行為、不名誉となるような行為は行いません。
- 3 実習を通じて知り得た秘密を実習中及び実習後において漏洩するような行為は行いません。
- 4 傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、実習中に災害を受けた場合及び狭山市又は第三者に対して損害を与えた場合については、自己の責任において対応します。
- 5 その他、「狭山市インターンシップに関する覚書」に明記された実習生に関する事項について従います。